

多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会設置要綱

(制定) 令和元年10月29日付 31都市基交第677号

(改定) 令和3年12月27日付 3都市基交第773号

(目的)

第1条 交通政策審議会諮問第198号に対する答申(平成28年4月)を踏まえ「多摩都市モノレール町田方面延伸」の導入空間となり得る道路が未確定の区間において、客観的かつ合理的なルートを検討していくため、多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

- (1) 客観的かつ合理的なルート検討
- (2) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会は、非公開とする。
- 4 本委員会の議事次第及び議事概要は、委員会の終了後に公開し、検討結果については、取りまとめ次第、公開する。ただし委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課とする。

(守秘義務)

第7条 別表に掲げる者並びに第5条第2項に規定する委員以外の者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

別表 委員会名簿

(敬称略・順不同)

職	所属・役職等		
委員長	芝浦工業大学	工学部土木工学科 教授	岩倉 成志
委員	東京都立大学	都市環境学部観光科学科 教授	清水 哲夫
	東京都	都市整備局	都市基盤部長
		建設局	道路建設部長
	町田市	都市づくり部長	
		道路部長	
	多摩市	都市整備部長	
	多摩都市モルール(株)	総務部長	
オブ ザーバー	国土交通省	都市局	街路交通施設課 街路交通施設企画室長
		関東地方整備局	建政部 都市整備課長
		関東運輸局	交通政策部 交通企画課長
		関東運輸局	鉄道部 計画課長
事務局			
都市整備局 都市基盤部 交通企画課			